

# 芸術・文化への公的支援と「正統性」の問題

—— 1980年代フランスにおける文化省の政策を事例に ——

久井英輔\*

## Public Supports for Culture and “Legitimacy” : the Case of the Ministry of Culture in 1980s’ France

Eisuke HISAI

In this paper I give a politico-sociological explanation of the expansion and transition of the cultural policy (or public supports for culture) in 1980s’ France. “Ideology” is not always a useful concept to clarify how a cultural policy is changing, because the cultural ideology of socialist government did not correspond to the programs the Ministry of Culture really designed in 80s. Such a discrepancy can be called “politicization.” This term means the tendency of “culture” to become a typical policy area rather than a unique field of human endeavor in developed countries. As a key concept to explain the phenomenon of “politicization,” I use “legitimacy” in politico-sociological terms. Some cases of programs in 80s are described here: support for mass culture, development of cultural industries, assist to cultural diversity and “animation,” “Fête de la Musique” and “Grands Projets.” We can see two trends in the cases above: visualization of economic utility of culture, and visualization of positive action toward culture. These trends of “politicization” resulted from a specific quality of policy-making in modern societies. It can be said that the more expanded a cultural policy the more political legitimacy was needed to the policy.

### 目次

I はじめに	
A 本論文の目的	
B 社会教育, 文化政策研究における本論文の意義	
C 80年代フランスの文化政策に関する先行研究	
II 80年代前半の文化省による政策事業の諸相	
A 社会党政権の誕生と文化大臣ラングの就任	
B 諸事業の動向	
1 大衆文化支援	
2 文化産業支援 —文化と経済の融合へ—	
3 「アニメーション」と「差異・多様性」	
4 グラン・プロジェと音楽祭—象徴性と祝祭性—	
C 80年代の動向についての総括	
III 政策批判・分析と「正統性」	

A 80年代の政策動向への諸批判	
B 正統化を巡るメカニズムと文化政策の「政治化」	
IV おわりに	
注・引用文献	
I はじめに	
A 本論文の目的	
現代社会において「文化」という要素が政策的に重視される背景には, どのような要因が働いているのか。本論文は, この根底的な問題意識に基づきつつ, 公的な文化支援としての文化政策の有する性格について考察するものである。この考察は, 単に文化を巡る政策の根幹にある理念的・イデオロギー的な可能性・限界を検討するものではない。寧ろ本論文の趣旨は, 国家による文化政策が文化支援枠組の中心に位置するフランスの80年代の動向を事例として検証することによって, 公的文化支援	

\*生涯教育計画コース 博士課程2年

の拡大と文化理念の両立の困難さという、文化政策が「政策であるが故に」抱える問題を扱うことにある。

80年代のフランスでは、社会党政権下において文化の政策的重点化が未曾有の規模で進められた。81年度の文化省予算が29.7億フランだったのに対し、82年度は59.9億フラン、83年度は69.9億フランに増大しており、西側諸国に新自由主義が台頭したこの時期において、フランスの事例は明らかに特異であった。それとともに、大衆文化・文化産業支援、種々のフェスティバル事業、壮大な規模のグラン・プロジェ (grands projets) 等、従来の政策の規模・範囲を遥かに超えた国家の文化関与が進められた。他方その文化政策は、必ずしも当初の社会党の文化政策理念には合致していなかった。例えば、大衆文化の領域は、従来社会党がその政策理念の中で敵視する領域でもあった。また社会党が批判した経済の活性化のための手段としての「文化」という姿勢も、社会党自身によって採用された。逆に指導者と民衆との文化を通じた対話による「意識化」を図っていくという「アニメーション」(animation) 理念を軸とした文化普及事業については、その拠点となるEACs (文化的活動施設 Établissements d'Action Culturelle)<sup>1)</sup>の事業が市場主義的変質を見せ始めた。

これらの動向は、政党の有する理念だけでは文化政策の実際の変容過程が説明できないのではないか、という疑問を浮上させる。これに関して、文化政策が理念堅持型の政策決定から、文化に関する理念以外の様々な政治的配慮に影響される政策決定へと推移していく一般的傾向を、カミングズとカツツ (M. C. Cummings, Jr. & R. S. Katz)は、文化政策の「政治化」(politicization)として表現している<sup>2)</sup>。政治学・社会学の用語を援用すれば、政治権力の「正統性 (legitimacy)」の調達 (つまり「正統化」) という要請に基づいた政策決定パターンのシフト、と言える。このことを、フランス文化省の政策動向の検討によって明らかにするのが本論文の作業である。

## B 社会教育、文化政策研究における本論文の意義

このように本論文の考察は、社会教育学でも扱われてきた文化政策の検討・批判という研究の方向性を、実際の政策を巡る政治学的・社会学的力学を視野に入れたより有効なものとするを旨としている。

フランスの事例に関する研究に限らず、また社会教育学の中での研究に限らず、文化政策に関する日本国内での研究においては、上に挙げた政治学・社会学的要素について議論されることは少なかった。文化経済学においては、文化享受の価値や経済的波及効果を所与としつつその効果的な活用策を考察する立場が代表的なものであ

り<sup>3)</sup>、また自治体文化行政論においては、地域アイデンティティの形成やまちづくりに効果的な施策について考察する立場、市民の合意に基づく自治体文化戦略形成を目指す立場等が見られる<sup>4)</sup>。いずれにせよ、現実の文化政策・文化行政自体に働く政治学的力学について本格的に論及する研究は、従来あまり見られなかった。

「文化政策と政治」の論点は、体制による統制への批判、イデオロギー批判という形では従来から言及されてきた。社会教育学における文化政策研究では、70年代後半以降の「文化」重視の全国的な政策傾向を統制的、経済主義的として批判する研究が多く見られる<sup>5)</sup>。そしてその批判的視座は、文化的表現活動自体の普遍的価値<sup>6)</sup>や権利論・文化享受の協同性<sup>7)</sup>等の理念と結合され、政策批判論としての一定の意義を有してきた。但しこれらの研究では、統制的・イデオロギー注的な観点に偏って政策形成過程が議論されてきたといえる。つまり、先行研究でも確かに政治の問題は重視されていたが、政策・行政への批判としても、またそれらを巡る機制の把握の上でも、文化と政治的なるものとの関連性の捉え方が一面的だったことは否めない。本論文は日本の事例を対象としたものではないが、文化政策の現実の様相が統制・イデオロギー・理念の反映だけでなく政治権力の「正統性の調達」という機制の反映でもある、とする筆者の立場は、文化政策に対する一面的な批判・比較研究を避ける上で、有効な方法論的オルターナティブとなるだろう。

## C 80年代フランスの文化政策に関する先行研究

80年代フランスの文化政策に関する分析的な研究については、フランス国内では当然多くの論考がある。文化省が1992年に刊行した研究レビューでは、83~92年の期間で文化政策とその制度に関するものだけで44の研究書が紹介されている<sup>8)</sup>。また英語圏でも、フランス国内ほどではないが多くの研究が存在する。

それらの中で歴史的経緯の総体的な把握のためには、ワンジェルメ (R. Wangermée) とメスナル (A.-H. Mesnard) の研究が有用である<sup>9)</sup>。一方政治学的な観点からの記述としては、ジャーナリスティックな視角からではあるがハンター (M. Hunter) による研究がある<sup>10)</sup>。また政治学や社会学における「正統性調達」の要素を「文化宗教」の語で示唆したものとしては、フュマロリ (M. Fumaroli) の著作が挙げられる<sup>11)</sup>。英語圏の研究ではルースリー (D. L. Looseley) やワシュテル (D. Wachtel) による研究がある。ルースリーは80年代の政策を詳細に検討し、その中の「政治化」に相当する動向を指摘・考察している。またワシュテルは左翼政党の文化理念史と

その80年代における実際の帰結という観点から文化省の政策を論じている<sup>12</sup>。なお邦語による研究では、フランス文化政策に関してはごく概略的に扱われるか他国との制度的比較として言及されることが多く、フランスや英語圏の研究を紹介する作業もわずかしかな行なわれてこなかった<sup>13</sup>。

本論文では主に、上に記した国外での先行研究に依拠しつつ政策動向を記述していく。但し文化政策の政治的側面を意識した諸先行研究においても、80年代フランスの文化政策の動向を事例に即して辿ることで終わっており、政治学・社会学的な理論的説明を付与する作業は十分ではなかった。従って本論文では、単なる先行研究紹介ではなく、「正統性」概念を軸とした政治学・社会学的な視点からの理論化の試みを提示したい。この点については、政策現象と「正統性」(言い換えれば国民世論の承認)との関連性はあまりに自明な関係であり説明に値しないという見解もあり得よう。しかし、80年代と比較して小規模であった時期のフランスの文化政策は寧ろ政策担当者の理念を色濃く反映したものであり、国民の高い支持を期待するゆえに理念的原則からの乖離が生じる、という状況は明確には窺えなかった<sup>14</sup>。従って従来理念堅持的な決定に従っていたフランス文化政策の性格がいかに変化したのかを検証する作業は、決して論証不要な自明的関係の分析には留まらない。また、文化政策に関しては、そのような視点による実態分析自体の蓄積が特に国内の研究において稀少であることは上に見た通りであり、その意味でも本論文の採用する方法論は決して自明な説明に墮するものではないだろう。

なおフランスでは文化省以外の省庁(教育省、外務省など)の政策でも芸術文化支援と見なされる事業が行われてきたが、本論文では、文化省が芸術文化への公的支援において際だった役割を担っており、フランスにおける政策と正統性との問題を考える上で最も重要である<sup>15</sup>という点から、基本的に文化省の政策を扱うこととする。

## II 80年代前半の文化省による政策事業の諸相

### A 社会党政権の誕生と文化大臣ラングの就任

1981年5月、インフレ、失業、貿易収支悪化を解消できなかったジスカール・デスタン政権からの訣別を訴えたフランス社会党のミッテランが大統領戦に勝利し、同年6月の国民議会選挙を経て社会党を中心とする政権がフランスに誕生した。社会党政権は、70年代から独自に提示してきた文化政策理念の具体化のため、文化大臣に著名な文化人でもあるラング(J. Lang 任期81年6月～86年3月)を就任させた<sup>16</sup>。ミッテラン政権の下で、ジスカール・デスタン期に策定された第8次(81～85年、

途中で中断される)経済社会発展計画の中で軽視されていた文化支援事業は新たな優先課題と位置づけられ、第9次計画(84～88年)の文化政策指針となる報告書「文化の至上命令」(L'Impératif Culturel)<sup>17</sup>においては、不況・社会停滞の根底におけるフランスの文化的危機を指摘する主張が貫かれた。これらの文化政策への積極的意図を受けて82年度の文化省予算は前年度に比べ2倍以上に増大し、「文化重視」というミッテラン政権の性格は、明らかに前政権から区別しうるものとなった。

しかし文化省により実現化された政策事業を詳細に見るならば、その実際の展開を単に70年代からの社会党の文化理念の反映として捉える訳にはいかない。70年代において社会党は、高級文化や商業文化の受動的享受を批判し文化的差異・多様性を重視するというポスト「5月危機」的な理念的気運を有するとともに、「経済的手段としての文化」の否定、文化の本質的な集団性、社会主義的変革における「アニマシオン」の不可欠な役割、といった諸理念からなるテキスト群を生産していた<sup>18</sup>。しかし、社会党政権下の政策の実態は、70年代に形成された理念に忠実とは言い難かったのである。その点について幾つかの政策事業の事例を以下で見たい。

### B 諸事業の動向

#### 1 大衆文化支援

大衆文化支援の典型例としては、従来文化省の政策から殆ど無視されてきた大衆音楽の領域での支援がある。演奏活動支援としては、ラ・ヴィレット公園におけるパリの初めてのロック音楽専用ホール、「ル・ゼニット」(Le Zénith)の建設(完成84年1月)、リハーサル場所を探すミュージシャンのためのパリのガイドブックの作成(84年)等が注目される。その他様々な支援をあわせると、ジャズ・シャンソン等への支援として約199万フランが使用された(83年度)<sup>19</sup>。

より文化省による大衆文化支援の独自性をアピールしたのが、漫画に対する支援の表明である。この事業への着手は、漫画が文化表現の形態として社会的に認知されてきたことを意識したものでもあった<sup>20</sup>。またファッションデザインにも注目が向けられている。82年3月にラングはルーヴル美術館の中にファッション美術館を設立することを発表し、またFIACRE(Fonds d'Incitation à la Création 芸術創造奨励基金)を通じた支援も開始された<sup>21</sup>。さらに、従来商業ベースのみで行われてきたサーカスやオペレッタに対しても支援が行われるようになった<sup>22</sup>。

このように従来支援対象とされなかった領域を「文化的」と見なし政策対象化するラングの方針は、全般的に

国民の高い支持を得ていた<sup>23)</sup>。もっとも、大衆文化支援への予算額は「伝統・高級文化」への支援と比べれば、概して非常に規模が小さかった。例えば上記の大衆音楽支援の予算が199万フラン（83年度）だったのに対し、パリに拠点を置くオーケストラ（3団体）への省の支援予算は4298万フラン、地方のオーケストラ（14団体）への支援は9079万フラン（共に84年度）だった。大衆文化の領域への支援は、寧ろ新しい文化領域への関与の積極性を示す象徴的なものであった、とも捉えられるのである<sup>24)</sup>。

## 2 文化産業支援 —文化と経済の融合—

文化と経済との関係を背反的でなく調和的に捉える政策担当者の言説は、社会党政権の初期から見いだせなかった訳ではない<sup>25)</sup>。しかしこの両者の関係が文化産業支援への重点的予算配分という形で重視され、文化政策事業の経済的な有用性をより直接的にアピールできる側面がより強調されていったのは、83年以降である。

この年文化省は地方選挙後の内閣改造を経て、文化的発展局（Direction du Développement Culturel）内に文化経済・コミュニケーション担当官を設置し、文化産業支援予算の運用や融資対象となる事業連携の任に充てた。同年10月には、映画・文化産業融資機関の設置を含む7億5000万フランの文化産業支援を第9次計画における文化事業の新たな優先課題とすることが、ラングによって発表される<sup>26)</sup>。これを受けて特にオーディオ・ヴィジュアル産業支援を中心とする事業が83年以降拡充され、映像技術産業のための“Plan Recherche Image”（映像研究計画、83年～）、産業再編省との共同による音楽産業支援のための“Plan Son”（「音」の計画、84年～）等が立案・実行された<sup>27)</sup>。

また、文化省の取り組む政策を網羅的に紹介した85年の広報パンフレット（*La Politique Culturelle* 1981-1984）においては「文化と経済」の章が設けられている。ここでは「文化と経済の和解」が掲げられるとともに、映画産業や映像・音声技術開発への支援、さらには文化政策事業による雇用創出の成果がアピールされている<sup>28)</sup>。

83年の地方選は、後でも触れるように社会党に対する厳しい審判が下された選挙であった。これを境に、国の経済的活性化の手段としての文化の有用性を示す経済志向的な側面は、上述のように明確に可視的な形で展開されるようになったのである。

## 3 「アニメーション」と「差異・多様性」

他方、84年以降予算が大きく削減されたのが、地方自治体への支出と文化普及事業の予算である<sup>29)</sup>。84年以降、

地方レベルでの文化普及事業は次第に停滞化するか、採算があうと見なされる活動形態が重視されるようになっていく。「文化的発展」関連の支出額は、81年（約4億フラン）から82年（約11億フラン）にかけては急増しているが、83年には約9億フラン、85年には約7億フランとまもなく減少傾向に転じている<sup>30)</sup>。

実際の政策事業はどのように展開したのか。ラングの文化省改革によって新たに設置された文化的発展局は、文化普及事業を管轄し「差異・多様性」や「アニメーション」理念の具体化を託されていた。このうち「差異・多様性」の理念を特に象徴していたのは、労働者文化、地域文化、エスニック・マイノリティ文化のように、「単一の伝統的な高級文化」「規格化された大衆文化」に「抑圧」されてきた文化実践への支援であった。労働者文化については、84年に約600万フランが予算に計上され、約70の企業委員会<sup>31)</sup>が文化的発展局からの支援を受けている<sup>32)</sup>。地域文化については、83年に局内に「地域言語・地域文化」関連予算が設けられ、約500万フランが計上される。この予算によりブルトン、ラングドゥールシヨン等独自のアイデンティティの強い地域圏で、地域言語、伝承芸術の振興事業への支援が行なわれた<sup>33)</sup>。エスニック・マイノリティの文化活動への支援も文化的発展局によって進められる。その事業の中では特に、イスラム系等の移民コミュニティを対象とする文化交流フェスティバルやアニメーション活動への支援が、中心となっていた<sup>34)</sup>。

しかし重要なのは、公的文化支出全体との比較で見るとこれらの事業が重点化されていたとは必ずしも言えない、という点である。ワンジェルメは、大多数の自治体が文化普及事業全体に対して文化省からの支出金の3分の1以下しか使用せず、また地方レベルにおいて文化享受の面でのマイノリティに対する支援や地域文化支援には、各々省からの支出金の4%、1%しか使用されなかったと指摘する。またこれらの事業支援のための制度的整備も、高級文化の普及事業と比較して限定されていた<sup>35)</sup>。さらに支援事業の多くは、期間限定の特別計画の中で行なわれ、体系的で自律した財政基盤を与えられなかった<sup>36)</sup>。このように「差異と多様性」の理念は、実際には地方レベルでは優先されてはいなかったのである。

次に文化的発展局の「アニメーション」理念に関わる事業を、その管轄する施設の点から見てみよう。以前から地方における文化普及施設として位置づけられてきた文化の家、文化的活動センター等のEACsは、70年代以来財政悪化・活動停滞の状況にあった。ラングはこれに対し、積極的な財政支出増額と立て直し策とを提示した。省からEACsへの通常支出は81年から84年まで約16倍

に、投資型支出は約2倍に増額された（それぞれ360万フランから5800万フラン、75万フランから163万フラン）<sup>37)</sup>。また、EACsの建て直しのためにラングは、中央から有能な芸術家を館長として改めて派遣し、EACsを内部から改革していくという案を提示した<sup>38)</sup>。

しかしこの改革は同時に、館長が詳細な活動・財政計画を提示しその遂行責任を負うという、EACsをいわば企業経営体にする試みでもあった。この運営方針を受容するEACsの数は、83年以降EACsへの予算が削減に転じるにつれ次第に増大し、86年にはEACsの約75%がこの効率的運営、独立採算、観客・利用者のマーケティングを重視する運営方針を受け入れている<sup>39)</sup>。

また実際の活動内容を見ると、83～84年にかけて、従来は活動の中心だった演劇上演が全般として減少し、他方映画やジャズ・ロック音楽など文化産業と結びつきの強い領域が、経済的効率性、観客・利用者増大の観点から重視され出したことが指摘されている<sup>40)</sup>。

文化産業支援、また以下に見るフェスティバル事業とグラン・プロジェが政策の中で重点化される一方、文化的発展局の担う文化普及事業は、文化省の政策の中では決して比重の大きいものとは言えず、また市場志向へのシフトを見せる側面も有していたのである。

#### 4 グラン・プロジェと音楽祭 ―象徴性と祝祭性―

グラン・プロジェと音楽祭は、双方とも80年代前半社会党政権期における文化省の政策がその独自性を積極的に示そうとしたことを指摘する上で、説明を欠かすことのできない事例である。

従来からグラン・プロジェにおける文化施設建造事業計画は、文化省の管轄にありつつも大統領にその決定権が委ねられていた。ミッテランはジスカール・デスタン期のグラン・プロジェ事業計画に見直しを加えつつ引き継ぎ、さらに多くの新しい建造計画（ルーヴル美術館の大改修計画であるグラン・ルーヴル、第二オペラ座の建設、ラ・ヴィレット公園内の音楽シティ等）を加えて未曾有の規模でのグラン・プロジェに着手し始めた<sup>41)</sup>。

グラン・プロジェの諸計画は、社会党の文化理念を具現化する象徴ともなってきた。その代表が、グラン・プロジェによる様々な建造物の中でも最も広く知られるルーヴル美術館入口のガラスの巨大ピラミッドである。この建造物は「透明性」「開放性」を象徴し、社会党の文化普及への意図を象徴するものであった<sup>42)</sup>。しかしここで重要なのは、グラン・プロジェが文化省の政策において予算面で最重点化されるようになり、それに伴って地方自治体と文化普及事業への支出の削減が生じたという点である。上院議会の報告を基に具体的に見ると、81

年度予算においてグラン・プロジェ関連支出は省予算の約2.1%であったが、86年には省予算の約24.7%にまで至る<sup>43)</sup>。グラン・プロジェへの政策重点のシフトには、大規模な建造計画自体のアピール度の高さ、計画遂行のための莫大な支出に見合う経済的有用性への期待、が影響していたと考えられる。グラン・プロジェに対しては、高コスト、パリ集中という批判の一方で、その建造物が地方での観光資源として有用であると考えられ、中央の意向に沿った地方でのグラン・プロジェ事業が各自治体で受容される例も多かった<sup>44)</sup>。また雇用創出、国内産業の宣伝効果や、フランス、パリの国際的な文化的地位の向上のイメージ戦略もミッテラン、ラングらによって意図されていた<sup>45)</sup>。世論調査でもグラン・プロジェへの支持は高く<sup>46)</sup>、さらにはグラン・プロジェ偏重への政策シフトに対してラングも協力的であり、省内の不満にもかかわらずグラン・プロジェのための犠牲を厭わない姿勢を明確にしていたことが指摘されている<sup>47)</sup>。

このようにグラン・プロジェは社会党の文化政策理念の象徴的提示とともに、雇用促進・観光財としての経済的有用性や、ナショナル・シンボルの可視化による文化関与の積極性を提示する性格を有していたのである。

次に、80年代前半期の文化政策の「祝祭性」を印象づける「音楽祭」(“Fête de la Musique”)を採り上げたい。音楽祭は、1982年6月21日に第一回目が開催され、その後も毎年夏至の日で開催されることとなるフェスティバルである。ラングや音楽・舞踊局長フルーレ(M. Fleuret)らの発案によるこのフェスティバルは、フランスにおける(特に若年層の)アマチュア音楽演奏人口の増加という趨勢を強く意識して計画されたものである<sup>48)</sup>。第一回フェスティバルの核として強調されたのが、フランス全土の音楽ホールや路上・公園等の野外において、人々の自発的参加による30分間の即興演奏を夜の同一時間帯に一齐に行うというプログラムであった。全国の都市のプロ・アマチュアのミュージシャンを始めとする約500万人に対し、参加が事前に呼びかけられた。そのジャンルは、オーケストラやブラスバンド、合唱団のみならず、ロックやポップスにも及んでおり<sup>49)</sup>、若年層の参加を特に重視したフルーレらの意図が窺える。

このような音楽祭のコンセプトに対しては保守系紙等による批判があったものの、第一回の音楽祭は人々の音楽演奏活動への強い関心を引きつけた。83年以降も「音楽祭」が毎年開催されていること、音楽祭に対する世論の支持、特に若年層による高い支持が形成されていったことに、その成功はあらわれている<sup>50)</sup>。このような音楽祭に代表されるフェスティバル形式の事業<sup>51)</sup>がこの時期に重視された理由としてルースリーは、文化普及に関す

る理念を前面に掲げた文化的発展局の事業が必ずしも成功せず、文化政策の有用性をアピールできないという状況を受けて、国民にとって社会党政権による文化関与の積極性をより有効に提示できる「祝祭」の場へと政策の重点が次第に移行したのである、と述べている<sup>32)</sup>。

このように、グラン・プロジェの象徴性と音楽祭の祝祭性とは、経済的有用性や文化的関与の積極性を示す要素として機能していたと考えられるのである。

### C 80年代の動向についての総括

この時期の文化省の多様な政策事業の網羅的把握は、限られた紙幅の中ではもとより不可能であり、以上の記述では当時の文化政策の全体像として当然不十分である。しかし、社会党政権の文化政策の方針に現れた言説、及び政策の動向が革新的文化理念と経済的・政治的な要請との間でのジレンマの中にあつたことは、明らかに窺えよう。このような社会党の文化政策の傾向は、1983年以降により顕著に現れる。経済不安に対し社会党政権が有効な対策を施せなかったことが影響して83年3月の地方議会選挙では社会党は敗北し、これを受けてモーロワ(P. Mauroy)内閣の改造が行なわれる。このような中、文化省の政策も規模の大幅な縮小は免れるものの、経済的有用性・政治的アピールの要請への妥協をより迫られるようになったのである。これまで見てきた事例から、この政策動向の要素として、「文化の経済的有用性」の重視、及び「文化関与の積極性」の可視化への要請、の二つが抽出されるだろう。

なお、80年代後半の文化省政策の状況について簡潔に辿っていくと、86年3月の国民議会選挙の結果、社会党に代わりシラク(J. Chirac)を首相とする右翼系内閣が成立する。この政権で文化大臣に指名されたレオタール(F. Léotard 任期 86年3月～88年5月)は文化普及を中心とする文化関与には元々積極的ではなく、実際に彼によってラング期の政策方針を転換する機構・事業改革が行われた。

しかしその改革は結局、社会党政権期の政策との差異を際立たせるものではなかった。レオタールは省予算削減に着手したが、削減の主要な対象は80年代前半までに既にかんりの事業が終了していたグラン・プロジェ関連費用であり、グラン・プロジェの経費を除外した文化省予算の対国家予算比の推移を見ると、ラング期とレオタール期との間に大きな格差は見られなかった<sup>33)</sup>。またレオタールの下で文化的発展局は廃止されるが、その業務自体が消滅した訳ではなく、ある程度の規模縮小は被ったものの事業の内容自体に大きな変化はなかった<sup>34)</sup>。さらにレオタールは社会党による文化政策の象徴的存在

とも言える「音楽祭」の廃止案を一度は決定するが、文化省官僚の反対により廃止案を撤回している<sup>35)</sup>。

レオタールはいわば前任者に対する国民的支持という大きな足枷のある状態で政策の提示を進めなければならず<sup>36)</sup>、またラングの下で政策実行に従事した文化省官僚の多くが政権交代後も省内に留まっていたため、レオタールにとって予算の削減や大幅な方針転換は容易には着手し得るものではなかった<sup>37)</sup>。ラングによる文化省の政策は80年代後半以降をも規定する性格を有していたのである。

### III 政策批判・分析と「正統性」

#### A 80年代の政策動向への諸批判

80年代後半以降、文化人あるいは文化政策事業に携わっていた官僚などにより、文化政策を巡る論議が著作や論文の形で多く見られるようになった。これらの議論は政党レベルの対立のみならず、80年代の文化省の一連の政策に対してどのようなスタンスをとるべきかという点での様々な立場が見られた。

ラングによる文化省の政策に対する批判的見解には、その内容から大きく四つの系が挙げられよう。

第一に挙げられるのは、ラングの政策が実際には、社会党が従来掲げてきたような文化普及の理念から逸脱していたことを批判する議論である。例えばシャンベリーの文化の家の職員であったコーヌ(J. Caune)は芸術文化と民衆との間の懸隔を埋める「文化的活動」の理念が民衆教育運動から派生してきたこと、60年代から80年代の間にその意味を次第に変化させてきたこと、を指摘する<sup>38)</sup>。彼は特にジラルール(Augustin Girard)<sup>39)</sup>に代表される文化政策の市場主義アプローチの出現を批判しつつ、EACsが単なるマーケットとなり、社会の階層分化への対処という問題に直面しなくなったことを指摘する<sup>40)</sup>。

第二には、大衆文化・文化産業を支援対象に浮上させたことに対する批判がある。文化普及の観点から批判した各論者(コーヌ等)もこの種の批判を行っているが、よりこの点を厳しく追及したのが哲学者・文学者のフィンケルクロート(A. Finkelkraut)である<sup>41)</sup>。彼は普遍的・啓蒙的文化概念の立場に依拠して多元的文化概念に攻撃を加え、多様な文化という理念の下で寧ろ人類の普遍的価値が蔑ろにされることへの危機感を表明した<sup>42)</sup>。

第三には、文化普及理念そのものが「文化」という言説を利用した一種の国家的プロパガンダである、とする芸術学者フェマロリによるラディカルな批判的立場がある。彼はラングの政策だけでなく、人民戦線政府以来の文化普及や地方分散の理念自体を懐疑的に捉える。即ち、彼は寧ろ理想的なのは高級文化の保護に限られていた第

3 共和制時代の文化政策であったとし、人民戦線以降の文化普及の政策目標化、そして社会党政権下で顕著になった文化政策のプライオリティ化が、宗教に代わり文化を国家による支配のための「プロパガンダ」<sup>63)</sup>とした行為であった、と批判する。

第四には、文化普及理念の必要性を認めつつ、そのエージェントが国家に集約されていることへの批判、つまり文化支援の公共性の国家独占というフランスの状況への批判を投げかける立場がある。元文化省官僚でADMICAL (Association pour le Développement du Mécénat Industriel et Commercial 産業・商業メセナ推進協会)の理事でもあったリゴー (J. Rigaud) は地方自治体、企業、国内外の文化団体等、様々な文化支援の母体が存在することを主張し、また文化領域が拡張し曖昧化する中で、国家のみが文化支援を主導することは不可能になりつつあると指摘する<sup>64)</sup>。彼は国家の文化に関わる役割を全く否定している訳ではないが<sup>65)</sup>、文化普及の目的を肯定的に捉えつつも国家の力の限定性を正面から議論した彼の論点は、予算面では文化政策の分権化が進んだとはいえ依然として「文化は国家の支えるもの」という伝統がまだまだ強いフランスの状況を見るならば、重要な指摘であろう。

このような批判のうち、80年代のフランス文化省の政策拡大と変容のメカニズムについて重要な示唆を与えているのは、第一、二の批判のような文化理念に内在的な議論よりも、第三、四の批判のように公権力の営為としての政策自体の性格にまで踏み込んだ議論であると思われる。無論、理念レベルでの批判にも存在意義はあるが、ここではフェマロリやリゴーの批判が、次節における「正統性」を切り口とした文化政策に関する考察との関連で示唆的であることを強調すべきだろう。

## B 正統化を巡るメカニズムと文化政策の「政治化」

80年代前半の政策動向を見ると、「差異・多様性」「アニメーション」を忠実に具体化しようとする文化普及の試みは、社会党政権、文化省にとって「文化関与の積極性」や、「文化の経済的有用性」を効果的に示せない事業と見られるようになっていったと考えられる。というのも、これらの事業は市場原理を拒否する性格上、大きな需要を見込めない事業であることが多い。例えば「アニメーション」理念を支えていた「意識化」の概念は潜在的な文化要求の喚起を重視するものであり、顕在化した文化需要への一義的対応とは相容れず、またこれらの事業による経済的な波及効果も期待するものではない。従って政策対象としての「文化」の重みが増すほど、また「文化」を巡る財政状況が厳しくなるほど、それらに公的な

資金を大量に注入する政策の論拠を維持できなくなる傾向があると考えられる。

IIで見たように、社会党政権期の文化政策においては、文化関与の積極性や経済的有用性を強くアピールできる政策へのシフトが見られたが、このように従来の理念を離れて様々な政治的配慮が文化政策の中に反映されていく趨勢(「政治化」)についてカミングズとカットは、文化政策の規模拡大に伴い「文化」という領域は他の政策領域と同様の政治的過程が適用される場へと推移する、と述べる。即ち「文化」が政府のアジェンダの中で重要な位置を占めるに伴い、文化政策は「人間的探求のための固有の領域」としての政策領域から、他領域と同様の政策決定ルールに基づく典型的な政策領域へと変容するという。この「政治化」の傾向はその是非に関わらずある程度不可避的な趨勢である、と彼らは指摘する<sup>66)</sup>。

この「政治化」の概念は、社会学、政治学における「正統性」の概念を用いて再定義できる。政治学的に見た国家(ないし政治権力)と社会との接点は、社会の生産活動の余剰からの資源の獲得、官僚組織等に必要の人材の社会からの獲得、政策等を提示することによる国民の支持・承認の獲得、の三つの観点から考察されうるが<sup>67)</sup>、本論文における文化政策の検討は、第三の観点、つまり「社会からの承認」を軸にした考察として位置づけられる。この国家・政治権力に対する「社会からの承認」は、ヴェーバー (M. Weber) 社会学の権力概念における「正統性」、即ち社会の中の行為者がある秩序を義務や理想、効力を持つべきものと見なす状態或いはその程度<sup>68)</sup>、と同義であるといえる。

この正統性(ないし正統性を獲得するという意味での「正統化」)の概念を、現代国家の政策に対する分析方法として図式化したのはオッフエ (C. Offe) である。彼は、現代社会における社会システムは経済システム・政治行政システム・規範(正統化)システムに分化していると論じ、特に正統性に関しては、政治行政システムが福祉国家的政策遂行を規範システムに「入力」し、規範システムが社会成員の忠誠を政治行政システムに「入力」している、と述べる<sup>69)</sup>。即ち、現代社会では社会権を満たす様々な政策が政治権力にとって正統性の源泉となるということを、彼は指摘している。ハーバーマス (J. Habermas) はこのシステム論的考察を取り入れつつ、現代では国民要求の察知とそれへの対応が政治権力の正統化の重要な要素となり<sup>70)</sup>、伝統によって自律していた文化領域への政策的関与も正統性調達の一側面になる<sup>71)</sup>、と述べる。ハーバーマスと同様の指摘は、ホーン (D. Horne) によって「権利」の理念が存立する社会状況の観点からもなされている。彼は、ある程度の自由権が保

証された民主主義社会では政治的・社会的・経済的な「市民権」(=社会権)の延長線上に「文化権」が措定される傾向がある、と述べる。政府には経済市場への介入と同様に、時に「アイデアの市場」即ち芸術文化の領域への介入も要請されるという<sup>79)</sup>。ホーンの指摘も、国家に代表される政治権力の正統性の維持が、現代社会においては「文化権」の保証という介入的行為を要求することを示唆している。

このように、文化が政策領域として重点化される過程は、現代社会における福祉国家的・社会権保障的政策を通じた正統性の調達の重要性の増大に強く関連している。このことは、カミングズとカツが指摘した文化政策の「政治化」の趨勢が政治権力と社会との相互関係の中で生ずる現象の一局面であることの現れでもある。

無論、80年代フランスの文化政策の形成には、対立政党からの差異化戦略として独自の文化理念を作り出してきた社会党の政権獲得という要因が大きく働いていた。しかしその政策の実際の展開過程を、「統制」「イデオロギー注入」の観点や政策理念の反映という観点からのみ分析することは一面的であろう。一度社会党政権の諸政策の中で重点化された文化省の政策には、大きな資源を投入するだけの理由付けを明示的な形で国民に示す必要が生じた。それにより、予算拡大の一方で従来の文化普及理念が軽視されるという逆説的な「政治化」の現象が導かれたと考えられる。そしてその現象においては、既に見たように文化関与の積極性の提示と文化政策の経済的有用性の提示とが、混淆しつつ表出したのである。

#### IV おわりに

本論文では、文化理念に内在する価値の問題は敢えて回避して論を進めてきた。筆者はこの問題を矮小化するつもりはない。しかし、芸術・文化への支援も国家/政治権力による政策の一つであり、社会と国家との関係性の上に立脚する営為である以上、その政治学・社会学的側面を考察することは不可欠である。社会党政権下での文化政策の動向を「やはり新自由主義的であった」とイデオロギー批判の形で捉えるのは容易である。しかし忘れてはならないのは、その新自由主義と反対の文脈にある文化理念が政策実践の場に移される時に逆説的な政策実態を現出せしめる政治学・社会学的機制が存在する、という点である。これは統制批判・イデオロギー批判論だけでは捉えられない政策史の側面なのである。

80年代フランスの経験は、事業の華やかさや大規模さによって同国の「文化への信念」を再認せしめるだけの事例ではない。その経験は、公的文化支援自体の有する構造的・根元的な問題を我々に伝えるという意味でも、

またそれとともに様々な文化支援母体(国家・自治体、企業、NPO等)の性格や存立基盤に対する視角を理論的に提示するという意味でも、重要な事例なのである。

#### 注・引用文献

- 1) 文化の家(maison de la culture)、文化的活動センター(centre d'action culturelle)等の文化省管轄下の文化普及施設の総称。なお action culturelle は「文化的活動」と訳したが、この action には、「(民衆への)積極的な働きかけ」というアニメーション理念に共鳴する意味が含まれていることに留意すべきである。
- 2) Cummings, M. C. Jr. & Katz, R. S., "Government and the arts in the modern world: trends and prospects" <Cummings & Katz, eds., *The Patron State: Government and the Arts in Europe, North America, and Japan*, New York/Oxford: Oxford University Press, 1987> p. 366.
- 3) 梅棹忠夫・総合研究開発機構編『文化経済学事始め—文化施設の経済効果と自治体の施設作り—』学陽書房, 1983年; 池上惇『文化経済学のすすめ』丸善, 1991年; 松原隆一郎『豊かさの文化経済学』丸善, 1993年等。
- 4) 前者の例としては岡本包治編『まちづくりと文化・芸術の振興』ぎょうせい, 1992年等。後者の例としては松下圭一・森啓編『文化行政—行政の自己革新—』学陽書房, 1981年; 松下圭一『市民文化は可能か』岩波書店, 1985年等。
- 5) 大串隆吉・草野滋之「社会教育の危機的状況と文化問題」<『月刊社会教育』No.322, 1983年, pp.27-35>; 朝田泰「文化政策の動向について—文化の重視は何を意味するか—」<『月刊社会教育』No.333, 1984年, pp.18-25>等。
- 6) 北田耕也『大衆文化を超えて—民衆文化の創造と社会教育—』国土社, 1986年, pp.158-188.
- 7) 佐藤一子『文化協同の時代—文化的享受の復権—』青木書店, 1989年, pp.2-23, 113-158.
- 8) Ministère de la Culture et de la Communication, *Les Études Réalisées*, 1992, pp.9-27.
- 9) Mesnard, A-H., *Droits et Politique de la Culture*, Paris: Presses Universitaires de France, 1990; Wangermée, R., "Rapport du groupe d'experts européens" <Wangermée, R., et Gournay, B. (Conseil de l'Europe et Ministère de la Culture et de la Communication), *Programme Européen d'Évaluation: La Politique Culturelle de la France*, Paris: La Documen-



- tation Française, 1988, pp.9-273.>
- 10) Hunter, M., *Les Jours Les Plus Lang*, Paris: Édition Odile Jacob, 1990.
  - 11) Fumaroli, M.『文化国家 —近代の宗教—』[*L'État Culturel: Essay sur une Religion Moderne*, Paris: Édition de Fallois, 1991] 天野恒雄訳, みすず書房, 1993年。
  - 12) Looseley, D. L., *The Politics of Fun: Cultural Policy and Debates in Contemporary France*, Oxford/Washington D. C.; Berg, 1995; Wachtel, D., *Cultural Policy and Socialist France*, Westport: Greenwood Press, 1987.
  - 13) 但し友岡邦之の研究は, 80年代の文化政策に対しナショナル・アイデンティティの構築という観点から分析したものであり, 本論文の主張にもつながるものとして重要である。友岡「時代に適応する国民文化 —1980年代フランスにおける文化政策の大規模化をめぐる—」〈『ソシオロギス』Vol.21, 1997年, pp.13-27.〉
  - 14) 例えば初代文化大臣マルロー (A. Malraux) の下での60年代の政策は, 高級文化の保護と民衆への提示という彼の文化理念が強く反映されており (Looseley, *op. cit.*, p.40), 世論の支持への明確な期待は窺えなかった。
  - 15) 84年において文化省は, 国の芸術文化関連支出全体の約57.3%を支出している (*Développement Culturel*, No.67, 1986, p.22に記載された数値から算出)。
  - 16) ラングは, 60年代からブレヒト (B. Brecht) の表現主義やアヴァン・ギャルディスムに思想的影響を受けつつ国際的な学生演劇活動を展開してきた。77年にはパリ市議会議員となり直後に社会党に入党, 党内の文化的活動代表部長を務めていた。彼の経歴については Looseley, D.L., “Jack Lang and the politics of festival” <*French Cultural Studies*, Vol. 1, No. 1, February, 1990, pp. 5-19>参照。
  - 17) Commissariat Général du Plan, *L'Impératif Culturel*, Paris: La Documentation Française, 1982. 特に pp. 17-26.
  - 18) これらの理念について詳しくは久井英輔「1970年代フランスにおける文化政策理念の動向 —概観とその政治的・社会的位置—」『生涯学習・社会教育学研究』第24号, 1999年> pp.2-6参照。
  - 19) Looseley, *The Politics of Fun*, pp. 124-125. 予算額については Ministère de la Culture, *La Politique Culturelle 1981-1984 (Musique et Danse)*, 1985, p.3 参照。
  - 20) Looseley, *op. cit.*, pp. 125-126.
  - 21) *Ibid.*, p.126.
  - 22) Ministère de la Culture, *La Politique Culturelle 1981-1984 (Synthèse)*, p. 15.
  - 23) Looseley, *op. cit.*, pp. 123, 127.
  - 24) Ministère de la Culture, *La Politique Culturelle 1981-1984 (Musique et Danse)*, p.3.
  - 25) 例えば, ラングは雑誌のインタビュー記事で, 市場の中で文化産業の果たすべき役割を論じている。“Je ne suis pas anti-Américain” <*Les Nouvelles Littéraires*, 28 octobre, 1982> p.12.
  - 26) Looseley, *op. cit.*, pp. 129-130.
  - 27) Ministère de la Culture, *La Politique Culturelle 1981-1984 (Synthèse)*, p. 24; Looseley, *op. cit.*, p.130.
  - 28) Ministère de la Culture, *op. cit.*, pp. 23-30.
  - 29) 文化的発展協定などによって地方自治体へ支出される予算は85年度から86年度にかけて半減した (1億2600万フラン→6300万フラン)。また文化的発展局の予算も約4分の3に削減された (5億2400万フラン→4億900万フラン)。Sénat, Commission de Finances, *Rapport Général*, No. 96, adopté par l'Assemblée Nationale, Annexe No. 7, Tome III, “Culture”, 21 novembre, 1985, p. 14.
  - 30) *Développement Culturel*, No. 67, octobre, 1986, p. 16.
  - 31) 余暇・文化問題を企業単位で扱う, 各企業の労使の代表で構成する委員会。1945年に設置が義務化された。
  - 32) 事業例として企業間を巡回する移動図書館や, ナントにおける労働者文書協会の設立等が挙げられる。Ministère de la Culture, *La Politique Culturelle 1981-1984 (Développement Culturel)*, 1985, p. 7.
  - 33) 事業例としてベズィエールのオック語情報文書センター, ニームの「芸術創造の家」, ペルピニャンのカタロニア語文書センター等が挙げられる。Ministère de la Culture, *op. cit.*, p.9.
  - 34) これらの事業は主に移民庁, 社会事業基金との共同で行われ, 文化的発展局はこれらの事業に約380万フラン (83年) を計上している。この他障害者, 囚人, 徴集兵等, 文化享受面での「マイノリティ」を対象とした事業計画も同局により作成された。 *Ibid.*, pp. 8-9.
  - 35) Wangermée, *op. cit.*, p. 119, 248.
  - 36) *Ibid.*, p.219.
  - 37) Ministère de la Culture, *op. cit.*, p.4.
  - 38) “C'est le choix des personnes qui guide d'abord nos actions (Un entretien avec M. Jack Lang)” <*Le Monde*, 19 juillet, 1983, pp. 1, 15.>

- 39) Looseley, *op. cit.*, p. 108.
- 40) Wangermée, *op. cit.*, p. 208.
- 41) 80年代のグラン・プロジェクトの経緯に関して詳述した代表的文献としては Chaslin, F., *Le Paris de François Mitterrand : Histoire des Grands Projets Architecturaux*, Paris : Gallimard, 1985.
- 42) このピラミッドの美術館理念における意義については、西野嘉章『博物館学 — フランスの文化と戦略 —』東京大学出版会, 1995年, pp. 137-147参照。
- 43) Sénat, Commission de Finances, *op. cit.*, p. 9.
- 44) Wangermée, *op. cit.*, p. 160.
- 45) Looseley, *op. cit.*, p. 140.
- 46) 86年6月の *L'Événement du Jeudi* 誌上の調査によると、国民の約4分の3がグラン・プロジェクト全体に対し肯定的評価を与えている。Bezard, C., “Il se prend pour Ramsés II, le Président?” <*L'Événement du Jeudi*, 26 juin, 1986> p. 77.
- 47) Wachtel, *op. cit.*, p. 72.
- 48) 第1回音楽祭の計画策定から実施までの経緯については Hunter, *op. cit.*, pp. 143-151参照。
- 49) *Le Monde*, 4 juin, 1982, p. 25 ; *ibid.*, 21 juin, 1982, p. 8.
- 50) 調査機関 Louis Harris-France による85年の世論調査によると、「音楽祭」開催に関して77% (15~17歳の層では89%) という支持が与えられている。Louis Harris-France, “Les Français et la culture”, 1985, pp. 5, 10-11, 16.
- 51) 他にも80年代には, “La Ruée vers l'Art”(「芸術に向かう人々の波」), “La Fureur de Lire”(「読書への情熱」), “Portes Ouvertes dans les Monuments Historiques”(「史跡の開かれた門」)等のフェスティバル事業が開催され, 国民的な人気を博していった。Rioux, J.-P., “L'Impératif culturel” <*L'Histoire*, No. 143, 1991> p.57.
- 52) Looseley, *op. cit.*, pp. 168-169.
- 53) 85, 86年度予算(ラング期)では各々0.70%, 0.70%, また87, 88年度予算(レオタール期)では各々0.70%, 0.71%である。数値は Cardona, J. et Lacroix, C. (Ministère de la Culture et de la Communication), *Chiffres Clés 1991*, Paris : La Documentation Française, 1991, p. 110 から算出。
- 54) Mesnard, *op. cit.*, pp. 138-139.
- 55) Hunter, *op. cit.*, pp. 253-254.
- 56) Looseley, *op. cit.*, pp. 168-169.
- 57) Hunter, *op. cit.*, pp.248. なお, ラングは88年5月から93年3月まで再び文化大臣を務めている。
- 58) Caune, J., *Culture en Action, de Vilar à Lang : Le Sens Perdu*, Grenoble : Presses Universitaires de Grenoble, 1992, pp. 21-24.
- 59) Girard, A., “Industries culturelles” <*Futurible*, No. 17, septembre-octobre, 1978, pp. 597-605.>
- 60) Caune, *op. cit.*, pp. 266-270, 332-333. 同様の論として Bertin, J., “À la recherche de la culture perdue” <*Politis*, 9 juin 1988, pp. 39-41> ; Abirached, R., *Le Théâtre et le Prince 1981-1991*, Paris : Plon, 1992.
- 61) Finkielkraut, A., 『思考の敗北あるいは文化のパラドクス』 [*La Défaite de la Pensée*, Paris : Gallimard, 1987] 西谷修訳, 河出書房新社, 1988年。
- 62) *Ibid.*, pp. 159-177. 同様に旧来の文化的ヒエラルキーの重要性を主張した論として Schneider, M., *La Comédie de la Culture*, Paris : Seuil, 1993.
- 63) Fumaroli, *op. cit.*, p. 19.
- 64) Rigaud, J., *Libre Culture*, Paris : Gallimard, 1990, pp. 96-104, 333-354, 424.
- 65) *Ibid.*, pp. 376-379.
- 66) 注2参照。
- 67) 猪口孝『国家と社会』東京大学出版会, 1988年, pp. 150-160.
- 68) Weber, M. 『社会学の根本概念』 [Weber, “Soziologische Grundbegriffe” <*Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen : J. C. B. Mohr, 1922>] 清水幾太郎訳, 岩波書店, 1972年, pp. 50-51.
- 69) Offe, C., “Krisen des Krisenmanagement” <Jänicke, M. ed. *Herrschaft und Krise : Beiträge zur politikwissenschaftlichen Krisenforschung*, Opladen : Westdeutscher Verlag, 1973> p. 213. 但し山本啓『ハーバマスの社会科学論』勁草書房, 1980年, pp. 228-229の引用による。
- 70) Habermas, J. 『晩期資本主義における正統化の諸問題』 [*Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, Frankfurt a. M. : Suhrkamp Verlag, 1973] 細谷貞雄訳, 岩波書店, 1979年, pp. 106-118.
- 71) *Ibid.*, pp. 75-76, 79.
- 72) Horne, D., *The Public Culture*, Sydney : Pluto Press, 1994, pp. 208-213.